

仕様書

この仕様書は、奈良県明日香村自動運転社会実装推進実行委員会（以下、実行委員会という。）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

第1章 一般仕様

1. 業務名

令和7年度 自動運転等デジタル技術を活用した交通サービス検討業務委託

2. 業務の目的

奈良県と明日香村は、共同して将来にわたる地域の移動手段の確保と、地域課題の一体的解決を目指すことを目的とし、令和4年度にデジタル交通サービス導入推進協議会を立ち上げ、令和5年度には同村内の公道における自動運転バスの実験走行を開始、令和6年度には過年度の課題を踏まえた自動運転バスの実験走行を実施した。

令和7年度は、奈良県、明日香村、奈良交通（株）で実行委員会を設置し、さらなる手動介入の削減を目指した自動運転実験走行の実施及びレベル4申請に必要なとなる走行環境条件付与申請に先立ち必要となる調査を実施し、資料作成を行うものとする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4. 履行場所

高市郡明日香村

5. 業務目安

103,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

6. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

- (1) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
- (2) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定に

よる届出を行うこと。

- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

7. 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

8. 打合せ協議等

受託者は、本業務の内容及び範囲について実行委員会と十分打合せを行い、本業務の目的を達成すること。

受託者は、本業務の進捗状況に関して、随時実行委員会へ報告するとともに、本業務における打合せ及び協議した事項について、議事録を作成し、実行委員会に提出するものとする。

打合せは、業務着手時、成果品納品時の計5回程度行うものとし、管理技術者（統括責任者）が立ち会うものとする。

なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含めないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響するような質疑応答や指示があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

9. 資料の貸与

本業務に関連した貸与を受けた資料についてはリストを作成し、業務完了とともに返納するものとする。

10. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

11. 再委託

再委託（再々委託を含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、実行委員会の承認を得ること。

12. 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員の指示を受けるものとする。

13. 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

- ① 着手届
- ② 実施体制（配置する担当者の資格や経歴を含む）
- ③ 実施工程表

(2) 受託者は、業務の完了に際して、完了届を提出するものとする。

14. 統括責任者

受託者は、本業務を円滑に遂行するために、契約締結後速やかに統括責任者を選任し、実行委員会へ届出すること。

15. 審査及び引渡し

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (2) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、実行委員会の検査員の検査をもって業務の完了とする。

16. 成果品

- (1) 業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。
※必要に応じて部数等を定める。
 - ・ 令和7年度 自動運転等デジタル技術を活用した交通サービス検討業務委託
： A4 版製本 10 部
 - ・ 上記及び業務履行にあたり作成した資料等の電子データ： CD-R 3 枚
- (2) 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- (3) 原則、Microsoft Office のソフトウェアで作成することとし、図面や図表のデータ形式等については、実行委員会と協議の上決定すること。

17. 著作権

本業務により作成された成果物の著作権は実行委員会に帰属するものとする。

第2章 業務内容

- (1) 令和7年度デジタル交通サービス実証実験地域での実施内容

- 1) 実証実験の実施

- ① 実施地域

- ・ 明日香村

想定ルート：近鉄飛鳥駅 ～ 高松塚古墳 ～ キトラ古墳

想定車両：小型バス(EV) 等

想定時期：令和7年9月頃

- ② 実施概要

- ・ 実証実験実走行日数は、30日間(テスト走行等の準備期間を含まない。)を想定。
- ・ 実証実験の自動運転レベルについては、レベル2を想定。

- ・自動運転の仕組み、ODD の設定等の実証走行実施方法については、令和 6 年度の実証実験内容※ 1 を踏襲することを想定しているが、実験内容をこれに限定するものではない。
- ・また、以下の国庫補助事業について申請しており、補助事業の採択があった場合、本事業の実施については、当該補助事業の公募要領の要件を満たすとともに、事業執行にあたり必要な各種会議体の運営や事業関連データ・実績報告書の作成・提出への協力を行うこと。

国土交通省物流・自動車局

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）

参照：https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000526.html

※ 1 第 5 回明日香村協議会資料及び議事録

参照 <https://www.pref.nara.jp/62153.htm>

③実施準備

- ・実証実験の実施に先立ち、明日香村の令和 7 年度実証実験実施計画（案）を作成する。採用する車両、自動運転技術、運行設計領域（ODD）、運行ルート上における自動・手動の区分等（自動運転レベル 2）の詳細
 - 安全な走行を確保するための人員・機材の配置及び連絡体制
 - 実証実験の広報・PR 計画、利用者の募集方法、利用者に対するアンケートやヒアリングの実施方法及び調査票
- ※ただし、想定ルートの高精度 3 次元地図を作成しており、当該データを時点更新するなど再利用を可能とする。
- ・実証実験を実施するために必要な事前準備事項を洗い出し、その内容について履行する。実施に当たっては、実行委員会と協議し、協議会等の場において関係者と調整を行うものとする。
 - 道路管理者、交通管理者、公共交通事業者、公共交通関係団体、地元関係者等との協議の調整や許認可が必要となる場合については、資料作成及び協議・調整への協力を行うこと。
 - 実証実験実施計画を基に、実証実験を実施するために必要となる車両、機材、ソフトウェア、その他必要となるものを適宜手配し、必要に応じ、既存公的施設等の改良を行うこと。なお、EV 車両を使用する場合、実証走行ルート周辺には、大型自動車専用の EV 充電設備が存在しないため、可搬式充電設備の調達もあわせて行うこと。

④実証実験の実施

- ・実証実験の実施に際し、地域住民や来訪者等への理解促進や機運醸成を図るため、効果的な実証実験の広報・PR や乗車募集等を行う。
- ・実証実験の本走行実施につき、安全性の確保、危機管理の徹底、効果的かつ円滑な実験の実施等を実現させる体制を構築し、取り組む。
 - ※ただし、遠隔監視室及び遠隔監視にかかる人員の手配は発注者側で行う。
- ・実証実験の実施状況について、対外的な広報を目的とした簡易な動画を作成

する。

⑤実証実験結果の検証

- ・実証実験の実施後は、走行結果や利用者へのアンケート調査等を取りまとめた上で、走行安全性、社会的受容性、利用者満足度、サービス実装可能性等の観点から検証を行う。
- ・特に、サービス実装可能性の検証については、当該地域における他分野との連携といった観点や公共交通の維持・確保といった観点から検証すること。
- ・実行委員会と連携し、地域課題の解決やビジネスモデルの構築に向けた取組みについて検討を行う。
- ・特に、次年度に一部区間レベル4走行実装を行うことを想定した場合に必要な事業費運行経費の調達モデル等について調査・検討を行いとりまとめること。
- ・上記を踏まえたうえで、実装に向け次年度以降に実施すべき内容について検討し、とりまとめる。

2) 実装に向けての検討

①走行環境条件の付与申請に先立ち、提出が必要となる検討資料の作成

- ・1) の実証実験の実施結果及び上記検討を踏まえ、レベル4許可の申請に必要な検討資料を作成すること。

②サービス実装までのロードマップの作成

- ・1) の実証実験の実施結果及び上記検討を踏まえ、全区間レベル4走行で運転者が乗車しない完全自動運転の実装までを見据えたロードマップを作成すること。

なお、この検討にあたっては、協議会における議論や地元の公共交通事業者をはじめとする関係者と密に連携を図ること。

3) 協議会の運営

- ・明日香村における検討状況を踏まえ、上記(1)に示す実施内容を推進するため、令和7年度中に3回の協議会を開催する。
- ・協議会の配布資料、議事録の作成、オンライン開催に必要な機器等の準備及び運営を行うものとする。
- ・協議会の会場設営費、検討会資料印刷費（出席者は各30名程度を想定）及び運営費は受注者の負担とする。
- ・協議会は、原則として対面とオンラインのハイブリッド開催とする。

(2) 報告書作成

- ・上記1)～3)にかかるとともに、業務報告書の概要版を作成する。